



# 国際法から見た ロシアのウクライナ 侵略への対応

ロシアのウクライナに対する行動は、国連憲章2条4項や慣習国際法に違反する明白な侵略であると同時に、ロシアがウクライナの文民を多数虐殺したことは、人道に対する犯罪や戦争犯罪に該当し、また集団殺害犯罪に該当する可能性が高い。本稿では、このようなロシアによる重大な国際法違反に対する諸国家および企業の対応に関連して、国際法の観点から次の諸点につき確認と指摘と提言をしたい。

## 集団的自衛権について

ウクライナはNATOに加盟していないが、国際法上はNATOの北大西洋条約のような集団防衛条約があらかじめ存在して

いることが集団的自衛権の行使にとって不可欠というわけではない。国際法上、集団防衛条約が締結されていなくても、武力攻撃を受けた国家からの要請に応じて集団的自衛権を発動することは可能である。集団防衛条約の存在は、集団的自衛権の発動を義務的にする場合があるが、国際法上の発動要件ではない。

## 国連の対応について

2022年2月25日に国連安全保障理事会(以下、安保理)に提案された、ロシアの行動を非難しウクライナからの撤退を求め、ロシアの拒否権行使によって採択できなかった。2014年のロシアに



東京大学大学院  
法学政治学研究科教授

中谷和弘  
なかに かずひろ

よるクリミア併合の際と同様、「国際の平和と安全の維持に主要な責任を負う」国連憲章24条1項)安保理が機能しなかったわけだが、安保理に出席していた大使たちは採決前に手続き問題で争うべきだったと私には考える。どういふことかというところ、国連憲章27条3項但書では、「6章に基づく決定について、紛争当事国は投票を棄権しなければならぬ」旨を規定する。決議案が6章(紛争の平和的解決)のものであるのか、より事態が悪化した7章(平和に対する脅威、平和の破壊および侵略行為に関する行動)のものであるのかは、本決議案の文言上は一見明白ではなかった。そこで、「6章下での決議案だからロシアは拒否権行使できない」という提案をすべきだった。

(注)慣習国際法:条約と並ぶ国際法の法源。不文法だが全ての国家を拘束する。諸国家の一般慣行と法的信念を成立要件とする

当然、安保理議長（なんと2月はロシアが議長だった！）は「7章下での決議案だからロシアは拒否権を行使できる」と反論しただろう。それに対しては、「6章下か7章下かを先に決めよう。これは手続き事項だから拒否権は使えない」と再反論し、さらに「紛争当事国が議長席に凶々しく座っているのは、法の一般原則である『何人も自己の裁判官たるを得ず』の法理に反するから、この問題に限っては議長を交代すべきだ」という動議を出すべきであった。もともと実際には27条3項は厳格には適用されず、1976年にフランスは自らが当事国である6章下のマイヨット島問題について反対票を投じ、それが拒否権として認められてしまったという先例もある。とはいえ、そこにはあえて目をつぶって上記のパフォーマンスをすれば、少なくとも国際世論を喚起する効果はあった。既得権である拒否権の廃止は難しく、運用改善が関の山だと思われるが、それとは別に手続きルールを戦略的に活用することが重要であり、日本がいずれ安保理非常任理事国になったからこういう点でも活躍してもらいたい。

## 経済制裁について

ロシアに対する諸国家による対応の中心を成すのが経済制裁である。安保理決議に

基づく経済制裁のように、全ての国家による実施を求めるものではなく、また全面輸出入禁止でもないことから明らかかなように、「前例のない強い措置」ではないが、西側諸国の熱意が強いことは事実である。SWIFT（国際銀行間通信協会）からのロシア排除は画期的だが、ロシアは国際資金決済が不便にはなってもできなくなるわけではないため、フランスの外相が言うように「金融の核兵器」ではない。より注目されるのは、G7諸国がロシア中央銀行の金融資産を凍結したことである。通常時であれば、外国中央銀行の資産を凍結することは、国連国家免除条約により、また慣習国際法上もできないが、重大な国際法違反に対する対抗措置として違法性が却却され、正当化される。先例に照らすと、経済制裁は一般に「効く」のに時間を要し、継続中の国際法違反を停止できなかった例も少なくないが、一般予防効果つまり別の潜在的違反国への牽制効果も有することは見逃してはならない。

## 企業の対応について

ロシアから撤退するか、事業を停止するか、継続するかは、各企業にとって、reputation（評判悪化の危険性）やCSRやESG投資の在り方にも関わり、難しい判断を迫

られる問題であるが、さらに次のような難題がある。ロシアは撤退する「非友好国」の企業の資産をロシア側の管理下に置く方針を示し、接収の可能性も示唆している。国際法上、「十分かつ迅速かつ実効的な補償」なき外国企業の資産の国有化は慣習国際法違反であり、日露投資協定などの投資協定違反でもある。ルーブルでの支払いでは実効的な補償とはいえず違法となる。投資協定上の投資仲裁が使えればよいが、ロシアは2020年に民事訴訟法を改正して、こうした場合には投資仲裁条項があってもロシアの商事裁判所のみが管轄権を有するとしたため、投資仲裁は使えない。私の提案は、こういった接収の場合の補償には、凍結しているロシア中央銀行の資産を充当すべきというものである。これは国際法上可能である。ただし充当を可能にする国内法がないため、万一に備えて国内法制定の検討を開始すべきである。

私が研究主幹を務める21世紀政策研究所国際法研究会では、2022年度から「経済安全保障及びロシアのウクライナ侵略をめぐる国際法・国際経済法上の諸課題と日本企業の対応」をテーマとして、上記の点を含む諸課題について検討を開始したところである。皆さまのご支援を賜われれば幸いです。

（2022年5月28日脱稿）